

第2期おびひろこども未来プラン 【案】

令和2年2月
帯 広 市

目 次

1 計画の考え方	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	2
(4) 計画期間	2
2 帯広市の子どもを取り巻く状況	3
(1) 地域の現状	3
(2) 子育て家庭の現状	8
(3) 子どもの現状	13
3 第2期おびひろこども未来プラン	15
(1) 基本理念	15
(2) 基本的な視点	15
視点1：子どもの視点	15
視点2：保護者の視点	15
視点3：社会全体の視点	15
(3) 施策の体系	15
基本目標Ⅰ 子どもを守る	17
基本施策Ⅰ-1 子どもの権利の尊重	18
基本施策Ⅰ-2 子どもの虐待防止の推進	19
基本施策Ⅰ-3 子どもの健康づくりの推進	20
基本施策Ⅰ-4 子どもの安全な環境の確保	21
基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てることができる	23
基本施策Ⅱ-1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保	24
基本施策Ⅱ-2 相談支援体制の確保	25
基本施策Ⅱ-3 子どもの発達・生活の支援	26
基本施策Ⅱ-4 わかりやすい情報発信の推進	27
基本目標Ⅲ 子どもや子育て家庭をみんなで支える	28
基本施策Ⅲ-1 仕事と子育ての両立の支援	29
基本施策Ⅲ-2 幼児教育の促進	31
基本施策Ⅲ-3 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進	32

基本施策Ⅲ-4	子育て家庭への経済的な支援	34
基本施策Ⅲ-5	ひとり親家庭への支援	35
基本目標Ⅳ	子ども自らの健やかな成長を支援する	36
基本施策Ⅳ-1	子どもの体験活動の推進	37
基本施策Ⅳ-2	青少年の社会参加の支援	39
基本施策Ⅳ-3	青少年の健全育成活動の推進	40

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画について 41

- (1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業 42
- (2) 地域子ども・子育て支援事業 45

5 計画の推進体制と点検・評価 50

- (1) 市民・企業・行政の役割 50
- (2) 計画の点検・評価 50
- (3) 計画の目標値 51

【参考資料】

- 1 第2期おびひろこども未来プラン策定の経過 52
 - (1) 策定経過 52
 - (2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会委員 54
- 2 用語解説 55
- 3 児童憲章 61
- 4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 62

1 計画の考え方

(1) 策定の趣旨

帯広市では、これまで「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」の実現を目指し、2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの 10 年間に期間とした、「おびひろこども未来プラン」に基づき、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿った子育て支援施策を総合的に推進してきました。

2012（平成 24）年には、地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする「子ども・子育て支援法」が成立し、市町村において子ども・子育て支援事業の必要サービス量と供給体制の確保方策を整理した計画の策定が義務付けられたことから、「おびひろこども未来プラン」の施策を重点化した新たな計画として「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

こうした取り組みにより、育児に不安や負担を抱える母親など、それぞれの家庭の状況に応じた包括的な相談支援体制の充実をはじめ、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズへの対応やひとり親家庭の自立に向けた支援など、子育て環境の充実が図られてきています。

帯広市が 2018（平成 30）年度、子育て家庭を対象に行ったアンケート調査において、子育てに対する感じ方のうち、「喜びや楽しみ」を感じている割合が最も高かったものの、子育てに「強い不安や負担」を感じている割合は 16.0%と、前回調査時（2013（平成 25）年度）の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。

また、保育需要の多様化や子育ての不安感の高まり、地域におけるつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な環境の変化により、保育所や児童保育センターにおける待機児童の発生や子育てに関する経済的負担感のほか、児童虐待の対応など、様々な課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、今後も地域社会全体で、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長することができる、笑顔あふれる子育ての実現を目指すため、第 2 期おびひろこども未来プランを策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育てに関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定します。また、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

(3) 計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳までのすべての子どもとその家庭を対象とします。ただし、事業の内容によっては年齢のみにとらわれない柔軟な対応を行います。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などの個人及び団体を対象とします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間とし、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直すこととします。

ただし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する部分については、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年間とし、2025（令和 7）年度以降の計画については改めて策定するものとします。

2 帯広市の子どもを取り巻く状況

(1) 地域の現状

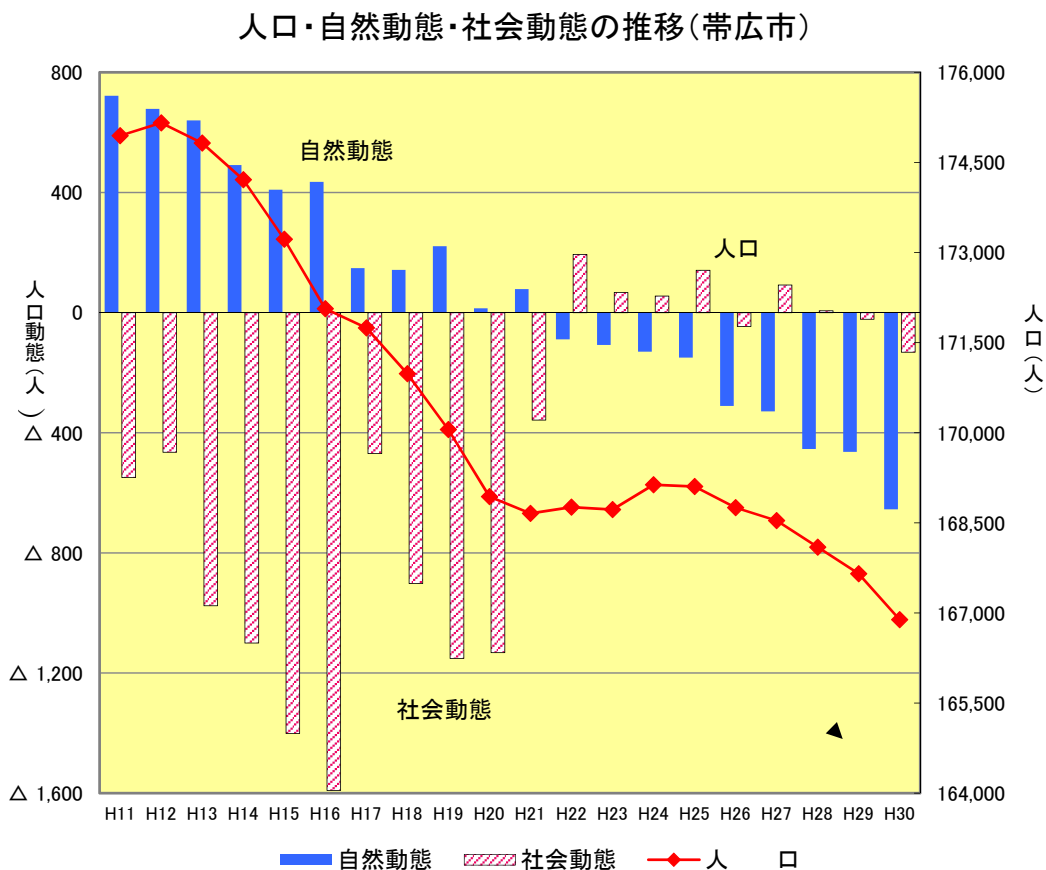
①人口・少子化の現状

ア 人口の推移

帯広市の人口は、2001（平成13）年1月末の175,174人をピークに減少を続け、2018（平成30）年12月末には166,889人となっています。

転入数から転出数を引いた社会動態は、2010（平成22）年にプラスに転じました。それ以降、ほぼ均衡の状況が続いたものの、近年は転出超過傾向にあり、2018年には132人減となっています。

出生数から死亡数を引いた自然動態は、2010（平成22）年にマイナスに転じて以降、2018年には655人減と、マイナス幅は徐々に拡大してきています。

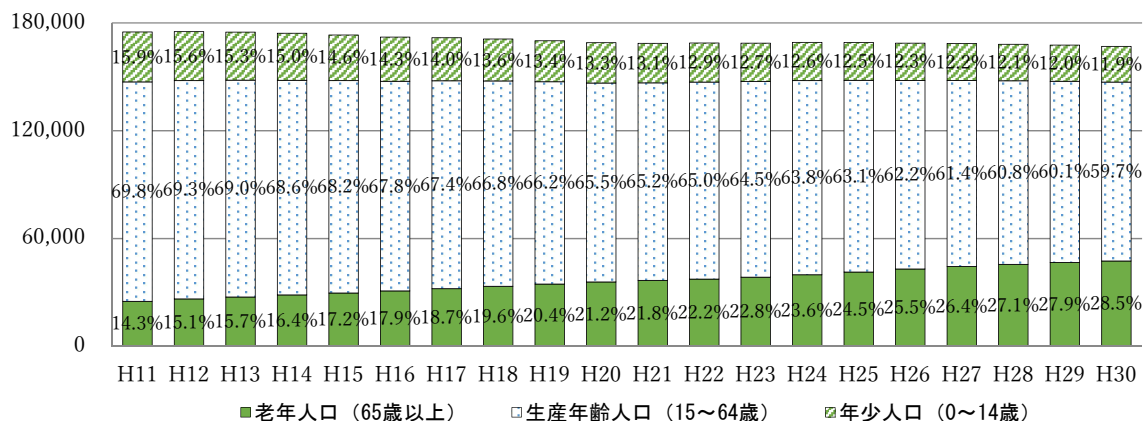


出典：住民基本台帳（各年12月末）

イ 人口3区分の推移

65歳以上の老年人口の割合が増加し、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しています。

人口3区分推移(帯広市)

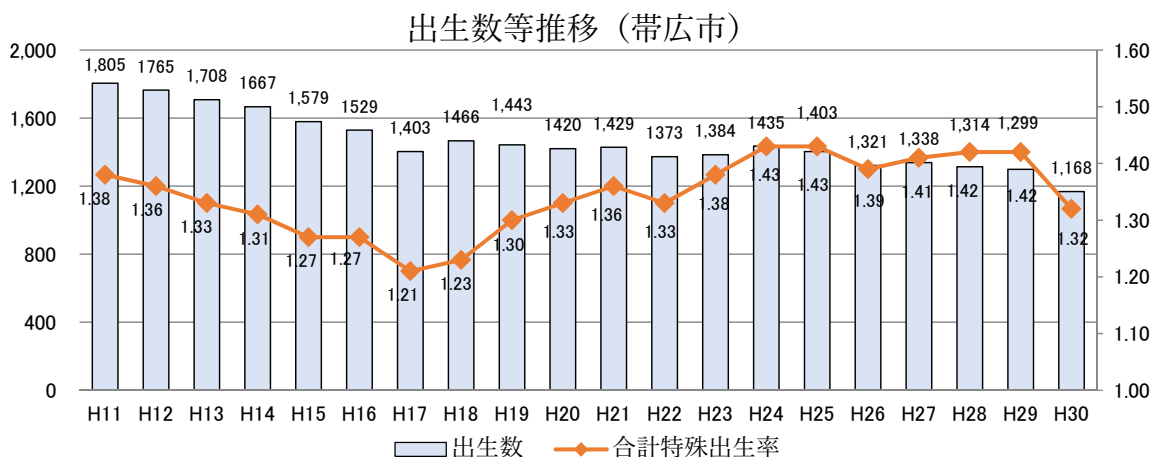


出典：住民基本台帳（各年12月末）

ウ 出生数及び合計特殊出生率の推移

1年間の出生数は、年々減少しており、2018（平成30）年には1,168人へ落ち込んでいます。

合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.21まで下降し、その後2012（平成24）年には1.43まで上昇しましたが、2018（平成30）年には1.32となり、人口の維持に必要なとされる2.07を下回っています。



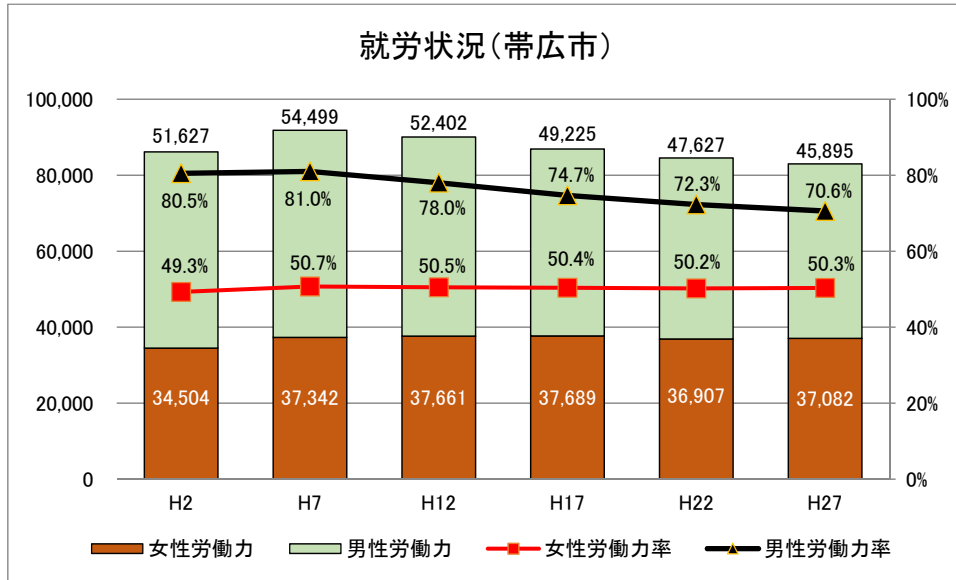
出典：出生数は住民基本台帳（各年12月末）

合計特殊出生率は人口動態統計（確定数）及び住民基本台帳から帯広市推計

②就労等の現状

ア 労働力率、労働人口等の推移

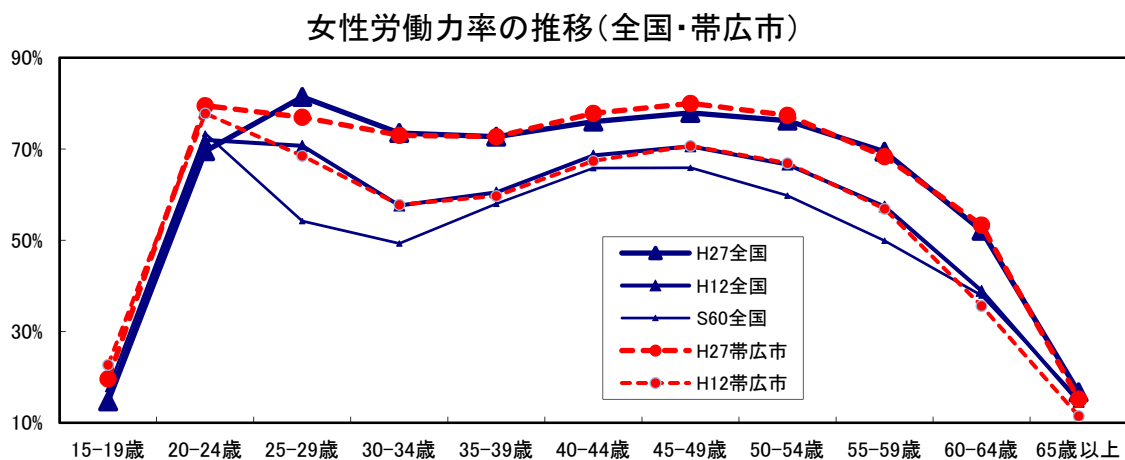
労働力率は、男性が1995（平成7）年をピークに減少しているのに対し、女性はほぼ横ばいとなっています。2015（平成27）年では、男性が70.6%に対し女性は50.3%で、男女間の差は年々小さくなっています。



出典：国勢調査

イ 女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の労働力率は、全体的に増加してきています。年代別にみると、30～34歳に低い底のあるM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を機に仕事を辞める女性が多いことを示していますが、年々M字カーブの底が浅くなり、そして底となる年齢が上がってきています。帯広市も同様な状況となっています。

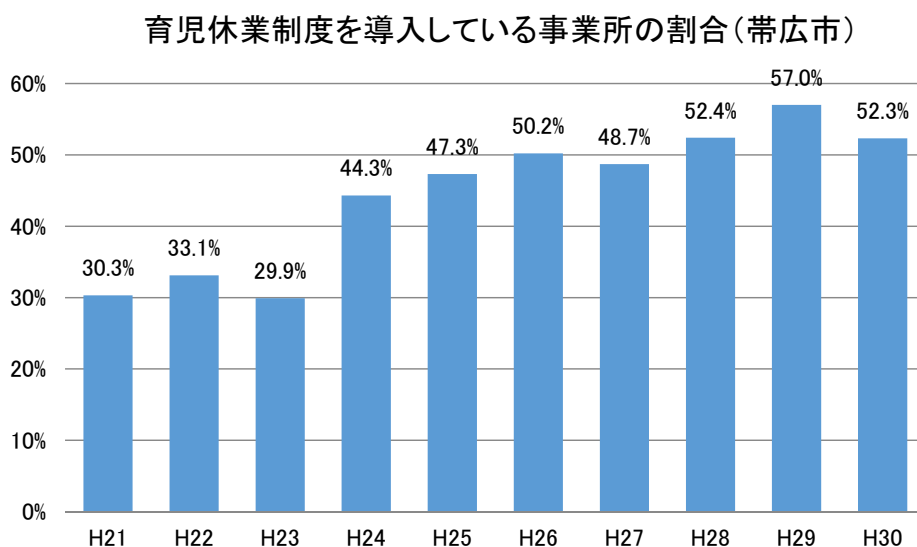


【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。
労働力人口÷15歳以上の人口(労働力状態「不詳」を除く)×100の数値で示す。

出典：国勢調査

ウ 育児休業制度の導入状況

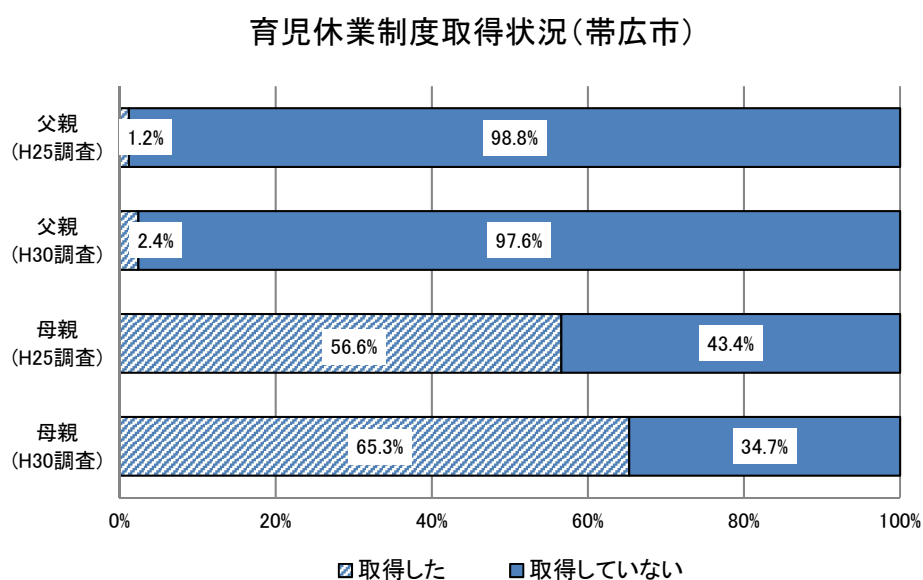
帯広市の事業所における育児休業制度の導入割合は、2009（平成 21）年度は、3 割程度でしたが、近年は 5 割を超えています。



出典：帯広市事業所雇用実態調査

エ 育児休業の取得状況

出産時に働いていたと回答した者の育児休業の取得状況は、父親で 2.4%、母親で 65.3%となっています。前回調査時は、父親で 1.2%、母親で 56.6%となっており、取得割合は高くなっています。

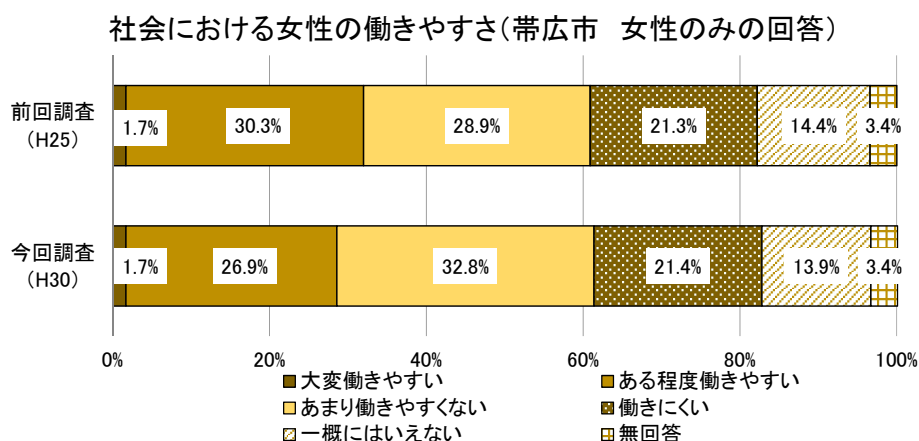


出典：おびひろ子ども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果（H25, H30）

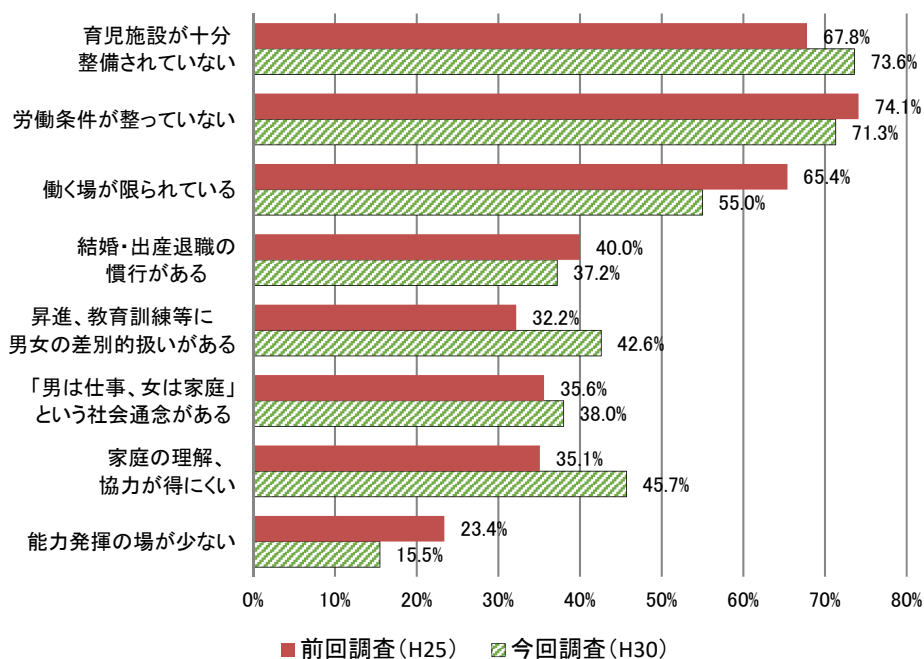
オ 女性の働きやすさ

女性の働きやすさについて、「働きにくい」「あまり働きやすくない」と感じている女性が 54.2%おり、前回調査時より 4.0 ポイント高くなっています。

主な理由としては「育児施設が十分整備されていない」「労働条件が整っていない」を挙げており、前回調査時と比較し、「働く場が限られている」と回答した割合が 10.4 ポイント低くなり、「家庭の理解、協力が得にくい」「昇進、教育訓練等に男女の差別的扱いがある」と回答した割合が、それぞれ 10.6 ポイント、10.4 ポイント高くなっています。



女性が働きやすい状況にあるとは思わない理由(帯広市 女性のみ)の回答)



出典：帯広市男女共同参画に関する意識調査 (H25, H30)

(2) 子育て家庭の現状

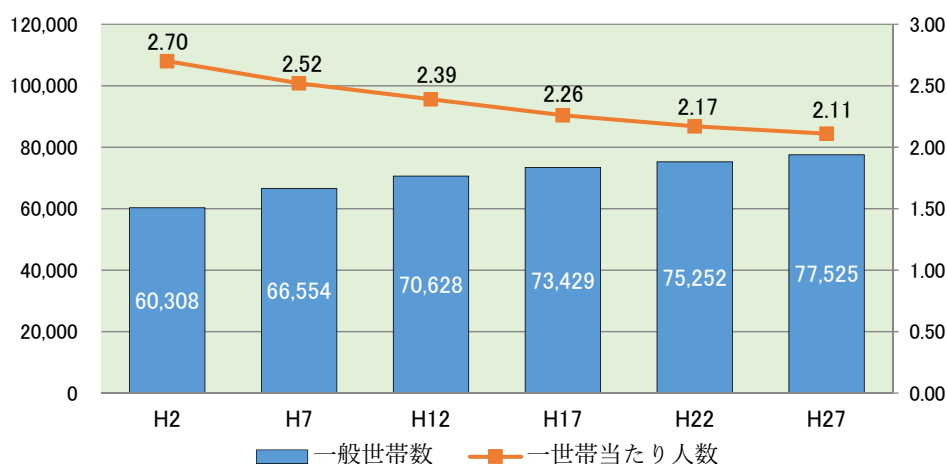
①世帯の状況

ア 世帯数の推移

帯広市の一般世帯数は2015（平成27）年で77,525世帯あり、1990（平成2）年の60,308世帯と比較し、17,217世帯（28.5%）増加しています。

一方、一世帯あたりの人数は、2015（平成27）年で2.11人、1990（平成2）年の2.70人と比較し、0.59人（21.9%）減少しています。

一般世帯数と1世帯あたりの人数の推移（帯広市）



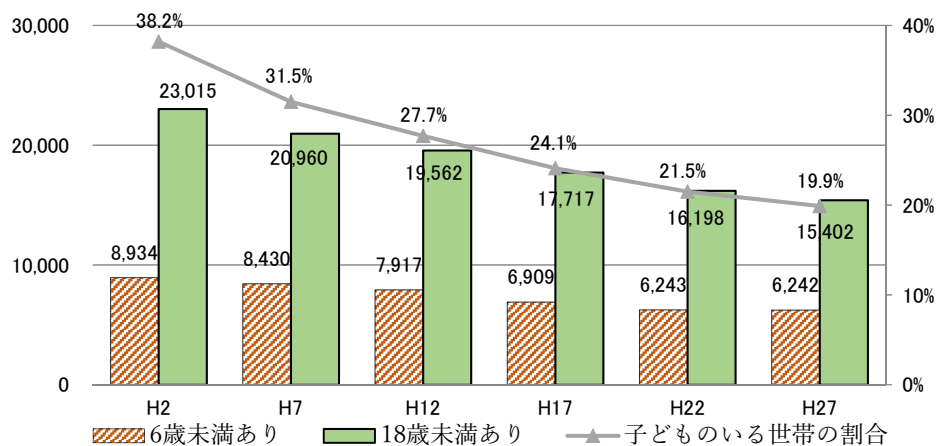
出典：国勢調査

イ 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯数は、2015（平成27）年で15,402世帯あり、1990（平成2）年の23,015世帯と比較し、7,613世帯（33.1%）減少しています。

6歳未満の子どものいる世帯数も、2015（平成27）年で6,242世帯あり、1990（平成2）年の8,934世帯と比較し、2,692世帯（30.1%）減少しています。

子どものいる一般世帯数の推移（帯広市）

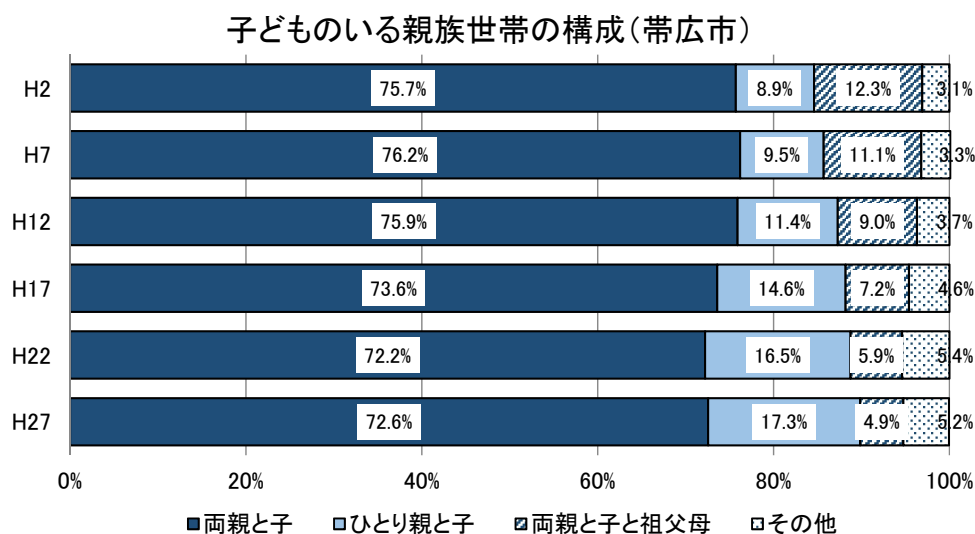


出典：国勢調査

ウ 子どものいる世帯の構成

18歳未満の子どもがいる親族世帯の構成は、両親と子の割合が最も高く、2015（平成27）年で72.6%を占めています。次いで、ひとり親と子どもの世帯が多くあり、2015（平成27）年で17.3%となっており、1990（平成2）年の8.9%と比較し、8.4ポイント高くなっています。

一方、祖父母と同居している世帯は、2015（平成27）年で4.9%となっており、1990（平成2）年の12.3%と比較し、7.4ポイント低くなっており、核家族化が進行しています。

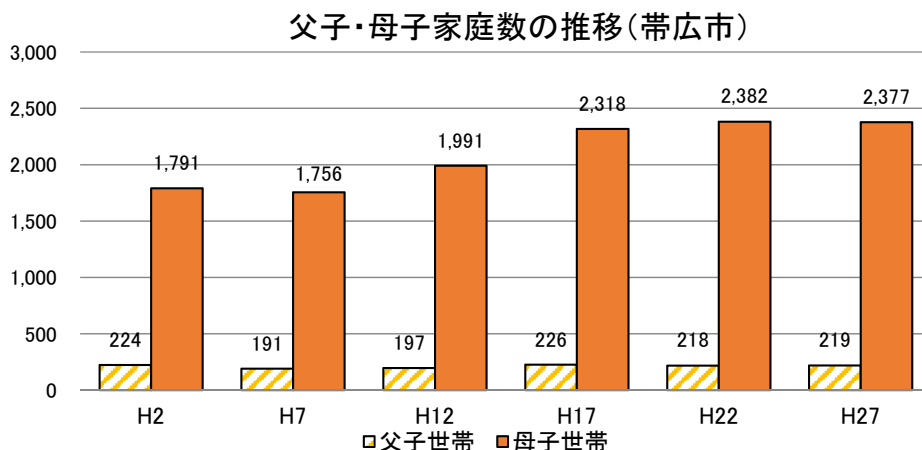


出典：国勢調査

エ ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭のうち、母子世帯は2015（平成27）年で2,377世帯あり、1990（平成2）年の1,791世帯と比較し、586世帯（32.7%）増加しています。

一方、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。



出典：国勢調査

②親の子育て等に対する意識

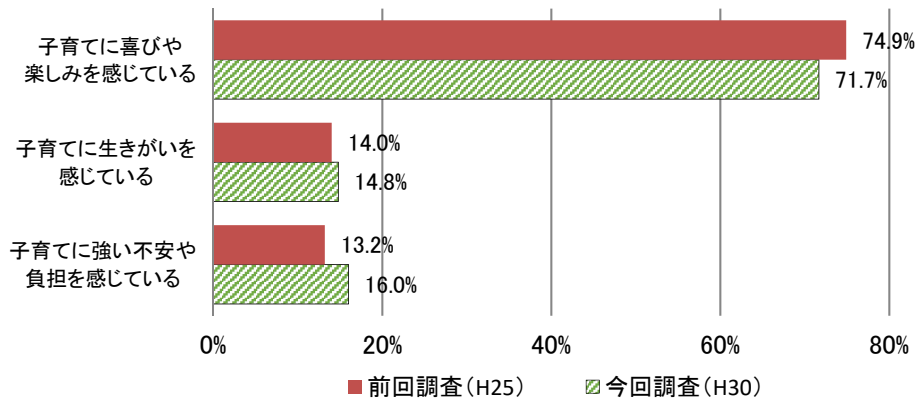
ア 子育てに対する感じ方

子育てに対する感じ方については、「子育てに喜びや楽しみを感じている」と回答した人の割合が最も高く 71.7%に達しており、子育てを肯定的に捉えているものと考えられます。

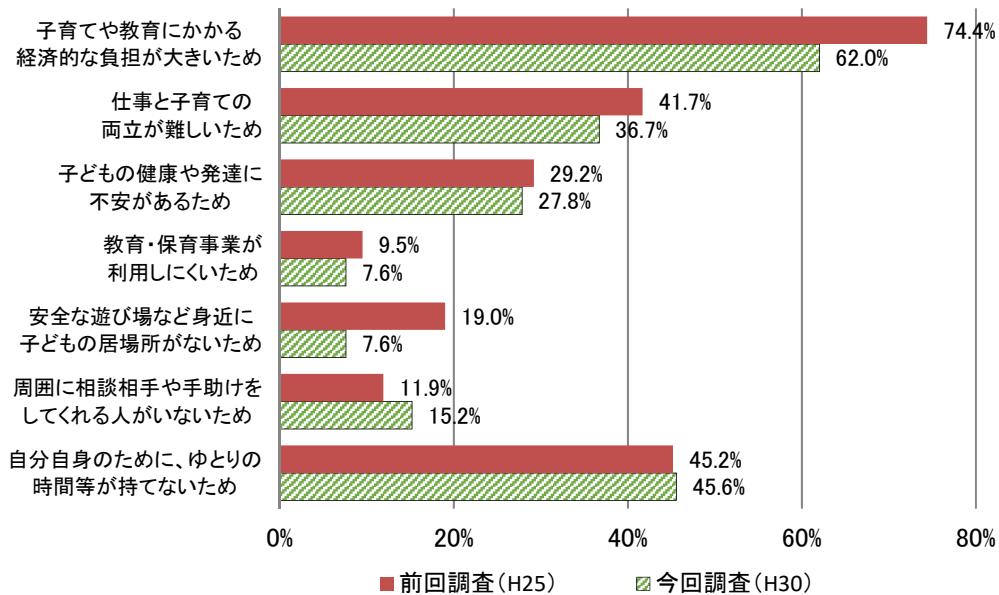
一方、「子育てに強い不安や負担を感じている」と回答した人が 16.0%あり、前回調査時の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。その主な理由としては、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいため」が 62.0%と最も高い割合ですが、前回調査時の 74.4%と比較し、12.4 ポイント低くなっています。

「周囲に相談相手や手助けをしてくれる人がいないため」は 15.2%となっており、前回調査時の 11.9%と比較し、3.3 ポイント高くなっています。

子育てについてどのように感じているか(帯広市)[複数回答]



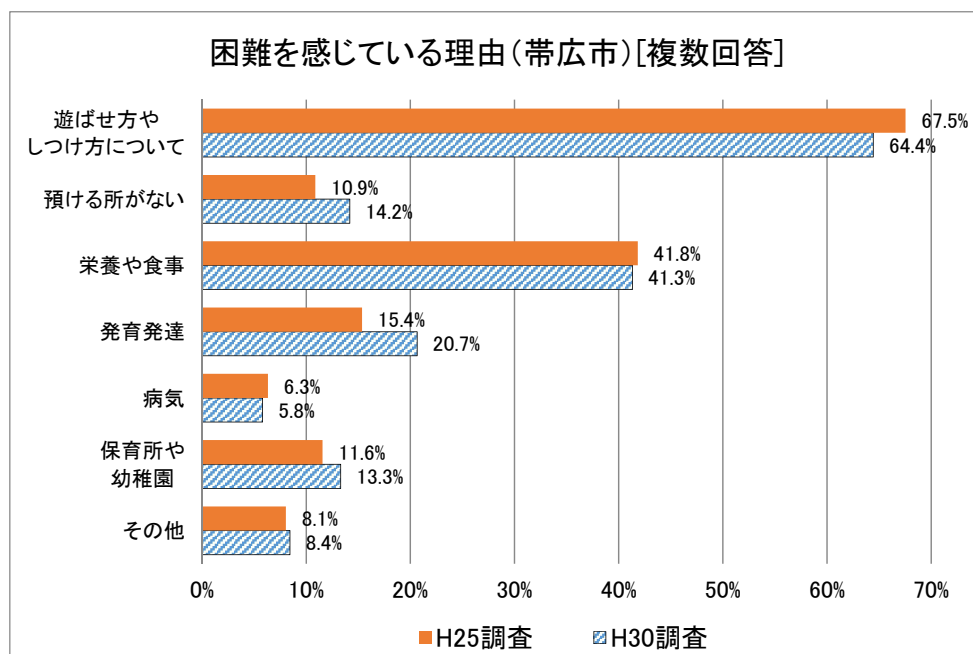
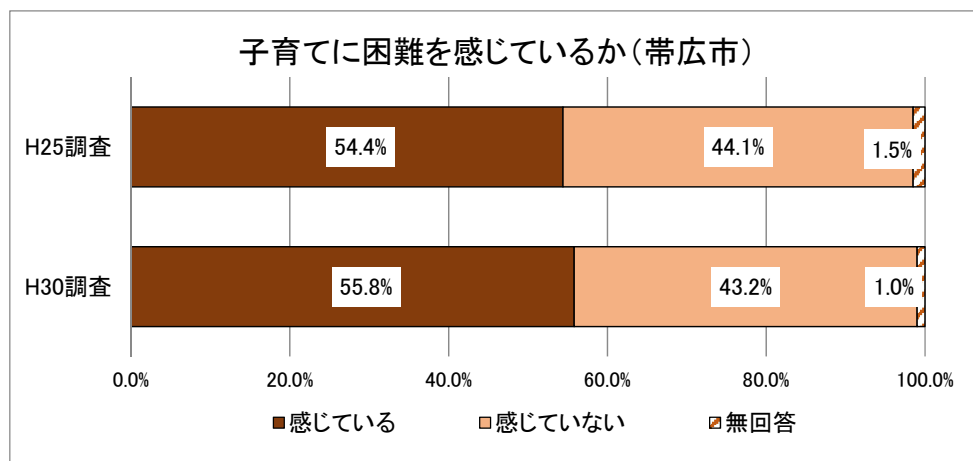
どのような理由で強い不安や負担を感じるか(帯広市)[複数回答]



出典：おびひろこども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果 (H25, H30)

イ 幼児期の母親の育児不安の現状

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施しているアンケート調査では、遊ばせ方やしつけ方、栄養や食事などの、「子育てに困難を感じている」と答えた母親は5割を超えています。

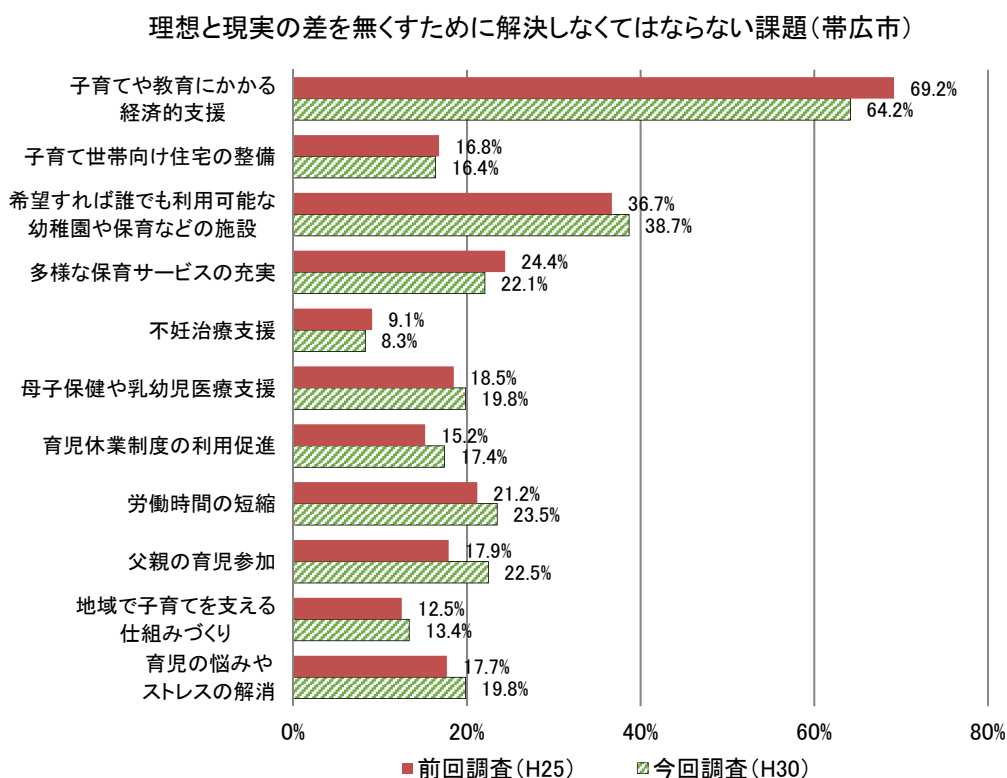
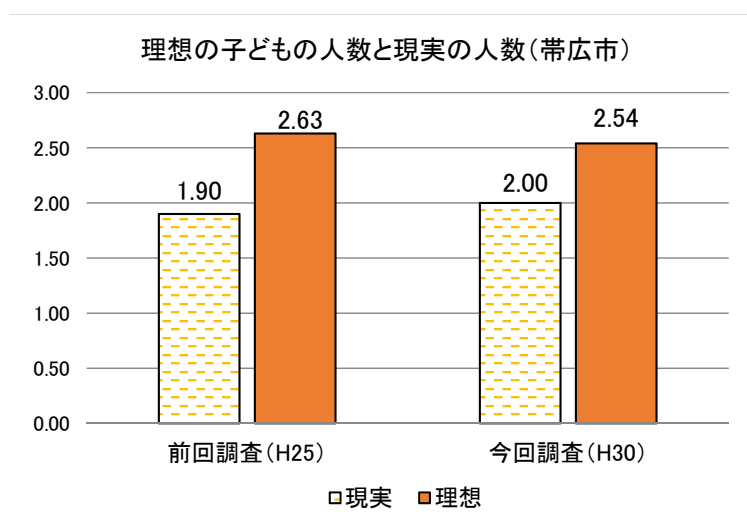


出典：帯広市子育て支援課調べ

ウ 子どもの人数の理想と現実

理想の子どもの人数については、2.54人であったのに対し、現実の子どもの人数は2.00人となっており、その差は前回調査時の0.73人よりも減少しているものの、0.54人の開きがあります。

理想と現実の差を無くすために解決しなくてはならない課題として「子育てや教育にかかる経済的支援」と回答した割合が最も高くなっている中、前回調査時より「父親の育児参加」、「労働時間の短縮」、「育児の悩みやストレスの解消」と回答した割合が増えています。



出典：おびひろ子ども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果 (H25, H30)

(3) 子どもの現状

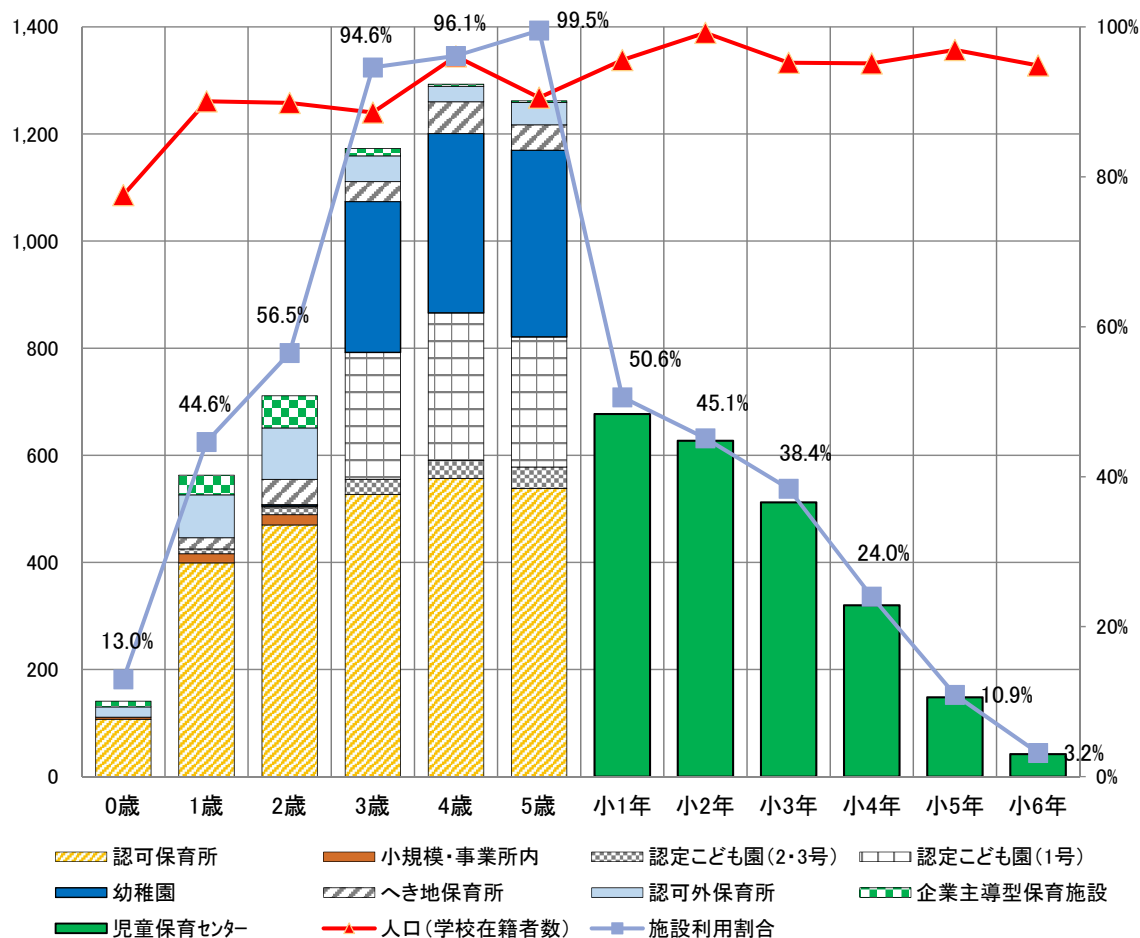
①子どもの養育状況

ア 就学前児童、就学児童の養育状況

就学前児童については、3～5歳児は9割以上が幼稚園等の施設を利用しており、2歳児についても5割以上の児童が保育所等の施設へ入所しています。

就学児についても小学1年生で50.6%、4年生についても24.0%の児童が児童保育センターに入所しています。

保育所等利用者数及び利用率（帯広市）



※幼稚園、認定こども園の入所児童数、学校在籍者数は2019（令和元）年5月1日時点

※人口は、2019（平成31）年4月末時点

※その他認可保育所入所児童数等は2019（平成31）年4月1日時点

出典：帯広市こども課調べ

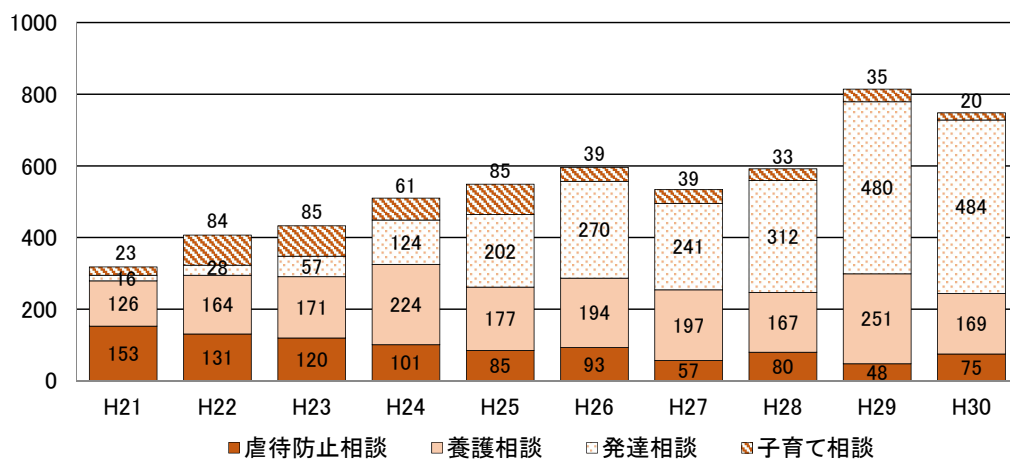
②要支援児童、要支援家庭の状況

ア 相談件数の推移

発達相談は年々増加しており、2018（平成 30）年度は 484 件と、2009（平成 21）年度の 16 件と比較し大幅に増加しています。

一方、帯広市への虐待防止相談の件数は、2009（平成 21）年度と比較し、減少しています。

相談件数の推移（帯広市）



出典：帯広市子育て支援課調べ

3 第2期おびひろこども未来プラン

(1) 基本理念

『 ともに育む子どもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ 』

子どもたちが、笑顔にあふれ、心身ともに健やかに成長できるよう、保護者はもとより、多くの人が様々なかたちで子育てに関わり合い、助け合い、支え合いながら、地域社会全体で子どもを育み、子育てを応援するまちづくりを目指して、「ともに育む子どもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ」を基本理念とし、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 基本的な視点

すべての施策の考え方に、次の3つの共通となる視点を掲げて施策を推進します。

・ 視点1：子どもの視点

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益を最大限に尊重する。

・ 視点2：保護者の視点

子育てをしているすべての保護者が子育てできることを幸せに感じられる。

・ 視点3：社会全体の視点

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支える。

(3) 施策の体系

市民アンケート調査の結果や庁内関係部で構成する「帯広市こどもの施策推進委員会」、関係団体などで構成する「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」での協議などを踏まえ、基本理念「ともに育む子どもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ」のもと、4つの基本目標と16の基本施策を設定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

【施策体系】

〈基本理念〉 ともに育む子どもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ

基本目標	基本施策
I 子どもを守る	I-1 子どもの権利の尊重
	I-2 子どもの虐待防止の推進
	I-3 子どもの健康づくりの推進
	I-4 子どもの安全な環境の確保
II 安心して子どもを産み育てることができる	II-1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保
	II-2 相談支援体制の確保
	II-3 子どもの発達・生活の支援
	II-4 わかりやすい情報発信の推進
III 子どもや子育て家庭をみんなで支える	III-1 仕事と子育ての両立の支援
	III-2 幼児教育の促進
	III-3 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進
	III-4 子育て家庭への経済的な支援
	III-5 ひとり親家庭への支援
IV 子ども自らの健やかな成長を支援する	IV-1 子どもの体験活動の推進
	IV-2 青少年の社会参加の支援
	IV-3 青少年の健全育成活動の推進

基本目標

I

子どもを守る

■目指す姿

誰もが、すべての子どもの幸せを第一に考え、行動し、すべての子どもは心身ともに健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○2015（平成 27）年の国民生活基礎調査によると、およそ 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状況にあるとされています。

○児童虐待に関する相談は、複雑性・困難性の高いケースが増えてきています。

○情報化社会の進展に伴い、スマートフォンなどの情報通信機器が普及し、有害な情報に接する機会が増加するなど、子どもが犯罪被害に巻き込まれる危険性が高まっています。

基本施策 I —1 子どもの権利の尊重

現状と課題

すべての子どもが持つ権利が尊重される社会の実現のため、学校への出前講座などを通じて、基本的な人権の学びや意識啓発とともに、すべての児童が幸福となるために定められた「児童憲章」や、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の四つの権利が柱となる「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の普及に取り組んでいるほか、子どもに関する様々な相談に対応するため、関係機関などと連携した取り組みを進めてきています。

すべての子どもは、一人の人間として、自分らしく個性豊かに生きる権利と尊厳を持った、かけがえのない存在であり、健やかな成長を支えることは社会全体の責務です。

大人は改めて子どもの権利を尊重するとともに、支援を必要とする子どもの声をしっかりと受け止めることが大切です。今後も、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの権利を守る支援を進める取り組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 人権の啓発活動の推進

- ・関係機関や団体との連携を図り、人権についての教育や意識啓発のほか、様々な機会を通して、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の普及を進めます。
- ・障害の有無や性別などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を尊重しあえる社会の実現に向けた意識啓発を進めます。

(2) 子どもの相談体制の確保

- ・いじめや不登校、教育や学校生活における子どもの悩みや、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細かな相談・支援を行います。

(3) 子どもを守る連携活動の推進

- ・市民や関係機関などで構成する組織において、市民意見の反映や連携協力を進めます。
- ・いじめ、不登校、非行などの問題に対応するため、家庭・学校・地域などの連携を深め、対策の検討や未然防止のための啓発活動を進めます。

(4) 子どもの貧困対策の取り組み

- ・子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、関係機関などと連携し、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する必要な支援に取り組みます。

基本施策 I —2 子どもの虐待防止の推進

現状と課題

子育て家庭の悩みに対応するために、子育て世代包括支援センター事業を実施して相談体制の充実を図るとともに、児童虐待防止啓発カードの作成・配布などを通し、児童虐待防止の周知・啓発を行っています。

帯広市への児童虐待に関する相談件数は、ここ数年、大きな変動はありませんが、相談内容は、様々な要因が絡み合い、複雑性・困難性の高いケースが増えています。

子どもの虐待については、多くの痛ましい事件が報道され、大きな社会問題となっていることから、今後も、相談体制の充実に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と情報や支援についての考え方を共有しながら、早期発見、早期対応を行うなど未然防止に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 子どもの虐待防止の推進

- ・ 児童虐待の未然防止や早期発見に向けた啓発活動を進めます。
- ・ 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、各種相談窓口などの様々な機会を通して、児童虐待の恐れや子育てに不安のある世帯の早期の把握に取り組みます。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の取り組みを通じて、関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行います。

基本施策 I —3 子どもの健康づくりの推進

現状と課題

子どもの疾病予防や健康保持のために、乳幼児健診や親子教室、育児相談等を実施し、子どもの健やかな成長を支援してきています。

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施している母親へのアンケート調査(2018(平成30)年)では、「子育てに困難を感じることはありますか」という質問に対して、「感じる」と回答した人のうち、その理由について、遊ばせ方やしつけ方と回答した割合が64.4%と最も高く、次に栄養や食事と回答した割合が41.3%となっているほか、発育や発達について、不安や悩みを感じている人がと回答した割合が20.7%となっており、5年前調査時(2013(平成25)年)の15.4%と比較し、5.3ポイント高くなっています。

子育て家庭の様々な不安や悩みに対応していくとともに、子どもの成長に応じた望ましい生活習慣の定着や感染症予防など、子どもの健康づくりに対する取り組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 子どもの健康づくりの推進

- ・乳幼児健診や歯科保健事業をはじめ、予防接種や親子教室などを実施し、疾病等の早期発見、早期治療や健康の保持増進に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園などにおける様々な遊びや体験を通じた健康な心と体づくりを進めます。

(2) 食から学ぶ健康づくりの推進

- ・食習慣の改善と健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養の三原則の正しい知識の普及啓発のため、栄養指導や食育講座などに取り組みます。
- ・保育所給食への地元食材の積極的な活用を図るほか、子ども自らが調理する機会や親子と一緒に保育所給食を体験できる機会を提供します。
- ・保育所給食を通じた栄養士や調理員と児童との交流や、栄養教諭などによる学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、学校での畑づくりなどを通して、食への関心を高め、食べ物を大切に作る心を育てる取り組みを進めます。

基本施策 I -4 子どもの安全な環境の確保

現状と課題

子どもの安全な環境を確保するために、地域や関係機関と連携した子どもの見守り活動や、歩道や公園などの整備を進めてきています。

子どもの周囲には交通事故や犯罪などが増えているほか、子どもの行動形態が屋外から室内、グループから個人へと変化し、街頭指導においても子どもの姿を目にする機会が減少していますが、万引きなどの初発型非行の増加や犯罪の低年齢化が懸念されています。

また、子どものインターネット利用度が高まる中、書き込みを巡るトラブルやいじめなどの被害に巻き込まれるケースが増えているほか、利用開始時期の低年齢化も進んでいます。

今後も、子どもの安全を確保する都市基盤の整備や遊び場の確保をはじめ、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、市民や関係機関などと連携した普及啓発の取り組みや、子ども自身が自分の身は自分で守ることを学ぶ機会の提供などを進めていくことが重要です。

主な施策の展開方向

(1) 子どもにやさしい都市基盤の整備

- ・ 幹線道路や生活道路などの歩道の整備を進めます。
- ・ 学校や幼稚園、保育所、認定こども園などの施設周辺や通学路など、道路交通安全環境の整備を推進するとともに、町内会や商店街と協力して防犯灯の設置を進めます。
- ・ 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度の活用促進に取り組みます。

(2) 安全な子どもの遊び場の確保

- ・ 公園や緑地の整備のほか公園の遊具や公共施設内の遊び場などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりを進めます。
- ・ 親子の遊びを通じた学びや親同士の育児に関する交流の場を提供します。

(3) 子どもの安全を確保する体制の整備

- ・ 子どもが自ら危険を感じたときに自分の身を守るため、駆け込む場所の確保や子どもの登下校の見守り活動を促進します。
- ・ 不審者情報など、子どもの安全確保に関連する緊急の情報を保護者や見守り活動団体などに提供します。

(4) 子どもの安全教育の推進

- ・子どもが火災や地震などの災害時に冷静に対応できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校などで避難訓練を行い、防火・防災に関する意識や知識を高めます。
- ・子どもが基本的な交通ルールや自転車の運転マナーなどを学ぶことができる、交通安全教育を推進します。
- ・子どもの防犯意識を高めるため、防犯に関する学習機会を提供するほか、消費者意識の高揚と知識の向上を図るための消費者教育を推進します。

(5) 被害防止を図る啓発活動の推進

- ・子どもがインターネットの不適切な使用や薬物使用などの犯罪被害に巻き込まれないよう、広報紙やリーフレットなどを通じて啓発活動を進めます。
- ・街頭巡回の状況や地域の指導協力員などから寄せられる子どもの行動の様子などを市民周知するとともに、被害防止に向けた啓発活動に取り組みます。

(6) 街頭巡回指導等の推進

- ・指導協力員とともに街頭巡回に取り組むほか、非行を誘引する恐れのある遊興施設などへの立入調査に取り組みます。
- ・十勝管内自治体の関係者と連携し、青少年の広域的な非行防止活動に取り組みます。

基本目標

Ⅱ

安心して子どもを産み育てることができる

■目指す姿

安心して子どもを産むことができ、誰もが喜びとゆとりをもって子育てができています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や価値観の多様化等により、子ども同士や地域の人々との交流機会が減少し、地域で孤立化するなど、妊娠・出産や子育てへの不安や負担を抱える子育て家庭が増えています。

基本施策Ⅱ—1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保

現状と課題

妊娠・出産に関する不安や負担の軽減を図るため、妊産婦を対象にした相談会や産後ケア等産前産後の支援を行ってきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、子育てに喜びや楽しみを感じていると回答した割合が71.7%と、前回調査時（2013（平成25）年度）の74.9%と比較し、3.2ポイント低くなっています。

それぞれの家庭の状況に応じた相談対応や、切れ目のない支援が受けられる環境づくりなど、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるように環境を整えていくことが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 子育て世代包括支援センター機能の推進

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組みます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 安心して妊娠・出産ができる環境の確保

- ・妊婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、特定不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組みます。
- ・妊産婦を対象にした相談会や産後ケア事業、家庭訪問等を実施します。
- ・妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。

基本施策Ⅱ—2 相談支援体制の確保

現状と課題

育児不安の軽減を図るために、妊産婦や乳幼児の相談対応や乳幼児健診、家庭訪問等を実施してきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が15.2%と前回調査時（2013（平成25）年度）の11.9%と比較し、3.3ポイント高くなっています。

一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援が望まれているほか、妊産婦や子育て家庭に対して、育児の方法を学ぶ機会の充実など、子育て家庭の育児力を高め、親子がともに成長し合うことが重要です。

主な施策の展開方向

(1) 子育て世代包括支援センター機能の推進【再掲】

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組みます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 地域子育て支援センター等の機能の推進

- ・地域子育て支援センターなどで、子育て家庭の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。
- ・子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・子育てに関するボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちゃづくりなどに取り組むなど、子育て家庭との交流の機会を確保します。

基本施策Ⅱ-3 子どもの発達・生活の支援

現状と課題

一人ひとりの子どもがより適切な支援を受けることができるよう、乳幼児健診やこども発達相談室での相談体制を整え、支援の必要がある子どもが療育や保育などのサービス利用につなげてきているほか、幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、集団生活の中でともに成長できるよう、子どもの状況に応じた教育や保育を進めてきています。

子どもの発達に関する相談は、2018（平成30）年度で484件あり、2009（平成21）年度の16件から大幅に増加しています。

今後も、発達に心配な子どもの早期発見、早期療育の取り組みに加え、発達段階に応じた切れ目のない支援を関係機関と連携しながら進める必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 健やかな発達の支援

- ・乳幼児期からの相談体制を確保し、関係機関との連携を進めながら一人ひとりの子どもの発達や状況に応じた支援を進めます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもの受入体制を確保し、適切な支援を進めます。
- ・支援が必要な子どもに関する保育所への巡回相談や関係職員の研修の実施のほか、障害に対する理解を進める啓発活動に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とする子どもの体力の向上のほか、情操の安定、リハビリに有効なスポーツや動物との触れ合いなどの体験活動を通し、社会生活の適応性を高め、社会参加の向上を図ります。
- ・学校において、特別支援学級の開設や特別支援教育支援員を配置するなど、支援や配慮の必要な子どもの学びの環境を整備します。

(2) 生活の支援

- ・子どもの障害に応じた特別児童扶養手当などの経済的支援を進めるほか、子どもの障害の状態や家族の就労状況などに応じて、身の回りの世話や預かりなどのサービスを提供します。
- ・支援が必要な子どもがいる生活困窮世帯への支援のため、障害福祉サービス利用料の負担軽減に取り組みます。

基本施策Ⅱ-4 わかりやすい情報発信の推進

現状と課題

広報紙やホームページのほか、「すこやかネット」などの様々な方法により、出産や子育て、発達などの支援に関する情報を発信しているほか、広場事業や出前講座などにおいて、子育てに関する相談や情報提供などを行っています。

インターネットやSNSの普及によって、様々な情報があふれる情報過多の時代の中、子育て家庭が安心して子育てができるよう、必要な情報をわかりやすく発信することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) わかりやすい情報発信の推進

- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターなどの制度内容をはじめ、子どもや子育てに関する情報について、ホームページや広報紙、「すこやかネット」のほか、保育所や地域子育て支援センターの広場事業を通じた周知などの様々な方法により、必要な時期にわかりやすく発信します。
- ・ 発達の心配や障害のある子どもの保護者や関係機関に向けて、発達支援に関する情報の提供に取り組みます。

子どもや子育て家庭をみんなで支える

■目指す姿

子育て家庭の交流や子どもを安心して預ける場があり、地域と一緒にみんな笑顔で子育てができています。

■基本目標の背景

- 2019（令和元）年10月から消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼稚園や保育所等の利用料を無償とする、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の負担軽減措置が図られています。
- 共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事を両立するため、保育所や児童保育センターなどの保育需要は増加し、待機児童が生じています。
- 子育てや仕事などによる多忙感や地域における孤立感などから、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加しています。

基本施策 Ⅲ－１ 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

共働き世帯の増加や子育てや仕事などによる多忙感や負担感など、子育て家庭の生活や子育て環境の変化により、保育所や児童保育センターなどへの保育需要は高まり、待機児童も増加傾向にあります。

こうした保育需要に対応するため、保育所や児童保育センターの受入枠の拡大をはじめ、子育て家庭の状況に応じた延長保育や休日保育、一時保育などの保育サービスの提供に取り組んできました。

また、2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の経済的な負担軽減措置が図られています。

男女共同参画に関する意識調査では、女性の働きやすさについて、「働きやすくない」「あまり働きやすくない」と感じている女性が54.2%と、前回調査時（2013（平成25）年度）の50.2%と比較し、4.0ポイント高くなっています。その理由として、「昇進などに男女の差別的扱いがある」や「『男は仕事、女は家庭』という社会通念がある」などが増加している状況です。

今後も、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、安定的な保育サービスの提供や男女がともに働きやすい環境づくりのほか、地域社会全体で子育てを支援することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 保育所の安定的な保育サービスの提供

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、これまでの延長保育や休日保育、一時保育などのほか、病児保育の実施などに取り組めます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育に取り組めます。
- ・ 保育士などの人材の安定的な雇用確保のほか、保育の質の向上のための研修機会の提供に取り組めます。

(2) 保育所の施設環境の整備

- ・ 今後の入所児童数の見込みを見据えて、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づき、帯広市と民間との適切な役割分担のもと、必要とされる施設環境の整備を効果的に進めます。

(3) 児童保育センターの安定的な保育サービスの提供

- ・今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、休日保育などの保育サービスの提供に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とする子どもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を進めます。
- ・保育の質の向上のために、放課後児童支援員に対する研修機会の提供に取り組みます。

(4) 児童保育センターの施設環境の整備

- ・今後の入所児童数の見込みに応じて、小学校の特別教室等の活用や必要とされる施設環境の整備を進めるほか、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づく改修等を進めます。

(5) 保育と教育の連携促進

- ・子どもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。

(6) 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に取り組みます。
- ・妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。【再掲】

(7) 子育てにやさしい企業の普及促進

- ・子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、各種助成金などの情報を提供します。
- ・子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に取り組みます。
- ・子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取り組みを進めます。

基本施策 Ⅲ－２ 幼児教育の促進

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国において、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育・保育の無償化をはじめとした取り組みを進めてきています。

子育て家庭の生活や意識の変化などにより、幼稚園や認定こども園では、預かり保育のほか、特別な支援を必要とする子どもや低年齢児の保育など、新たなニーズへの対応をはじめ、幼児教育のさらなる質の向上が求められています。

幼児教育を担う機関としての役割を有している、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設が、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して情報や課題を共有することが重要です。

また、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの連携を進め、子どもが不安なく小学校に進学することができる環境を整える必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 幼児教育と預かり保育等の促進

- ・ 幼児教育の無償化の実施により、幼児期の教育機会を促進します。
- ・ 幼稚園や認定こども園における預かり保育や、特別な支援を必要とする子どもや低年齢児の保育など、市民ニーズに対応した取り組みを支援します。
- ・ 幼児教育の質の向上、職員の資質や専門性の向上を図る取り組みを支援します。

(2) 教育と保育の連携促進

- ・ 子どもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。【再掲】

基本施策 Ⅲ－３ 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進

現状と課題

保護者が地域の中で安心して子育てができるよう、親子が交流できる広場事業を実施し、子どもの育ちや親の育ちを支援するほか、ファミリー・サポート・センター事業や子どもの居場所づくり事業などの地域で子育て家庭を支える事業を市民協働で進めてきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、現在の子育てについて、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が15.2%と前回調査時（2013（平成25）年度）の11.9%と比較し、3.3ポイント高くなっており、子育てに不安や孤立感を抱えた家庭が増加しています。

今後も、子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、学校、企業などの関係機関が連携して、地域で子育てを支える取り組みを進めていくことが必要です。

主な施策の展開方向

（1）地域で支える仕組みづくりの推進

- ・地域住民が相互に支えあうファミリー・サポート・センター事業の充実を図るなど、地域で子育て家庭を支える仕組みづくりを進めます。
- ・子育ての専門知識を有する保育士などが、子育て家庭や地域の保育施設などに訪問し、子育てや保育に関する相談対応や情報提供などを通して、子育て家庭を支えるとともに、地域全体の保育の質の向上に取り組みます。
- ・子育てに関わるボランティアや団体との協働により、親子が触れ合う機会を提供します。

（2）地域子育て支援センター等の機能の推進【再掲】

- ・地域子育て支援センターなどで、子育て家庭の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。
- ・子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・ボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちゃづくりなどに取り組むなど、子育て家庭との交流の機会を確保します。

(3) 幼稚園や保育所、認定こども園での子育て支援

- ・親子が自由に参加し、交流できるあそびの広場などの機会を提供するとともに、子育ての相談、情報の提供などを行い、子育て家庭を支援します。
- ・乳幼児期に様々な人とふれあえるよう、地域の高齢者との交流や小・中・高校生による保育体験など、異年齢や世代間の交流を進めます。

(4) 子育て応援事業所の普及促進

- ・子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に取り組めます。【再掲】
- ・子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取り組みを進めます。【再掲】

(5) 子どもの居場所づくりの推進

- ・小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による子どもの居場所づくり事業を進めます。
- ・学校や運営団体、行政が事業の課題や情報を共有し、学校施設の特別教室等の利用促進や、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、児童の特性や発達に合わせた参加しやすいプログラムの提供を推進します。
- ・子どもの居場所づくり事業と児童保育センターや小学校の実態に応じ、一体型の導入促進や連携型の継続実施に取り組めます。

基本施策 Ⅲ－４ 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

妊婦健診費や乳幼児等医療費の助成をはじめ、幼児教育・保育の無償化や保育料の軽減など、妊娠・出産期から子育て期を通じた子育て家庭の経済的な負担軽減を進めてきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、医療費の助成拡大や保育料の軽減など、直接的な経済的支援を求める意見が多くありました。

今後も、国・北海道の制度の動向を踏まえつつ、子育て家庭への経済的な支援に取り組む必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 経済的な支援の実施

- ・妊婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、特定不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組みます。【再掲】
- ・児童手当や乳幼児等医療費助成のほか、幼児教育・保育の無償化や帯広市独自の保育料等の負担軽減に取り組みます。
- ・多子世帯の子育てを支援するため、多子世帯の保育料の軽減や、市営住宅の入居の優遇措置などに取り組みます。
- ・生活困窮世帯を支援するため、こどもの学習支援や就学援助のほか、奨学金の貸付などに取り組みます。

基本施策 Ⅲ－５ ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければならないが、子どもの育児や就業、そして日常生活などにおいて、様々な困難を抱えることが多く、これまで、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援や各種資格取得の支援をはじめ、日常生活における経済的な支援や生活援助の取り組みを進めてきています。

2016（平成 28）年度に実施した児童扶養手当受給資格者を対象としたアンケート調査では、特に母子家庭は、臨時やパートの職員の割合が 47.2%と就業者のほぼ半数を占め、1か月の収入が「15万円未満」の割合が 67.3%を占め、厳しい経済状況がうかがえます。また、現状の日常生活に対する不安に加え、子どもの進路や将来など様々な悩みを抱えています。

今後も、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送るため、就業や経済的支援、日常生活支援のほか、相談業務の充実など、幅広い施策が求められています。

主な施策の展開方向

(1) 自立の支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労に関する相談、技能習得、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。
- ・母子・父子自立支援員や就業支援専門員による各種相談をはじめ、関係機関と連携して、ひとり親家庭の自立支援を進めます。
- ・ひとり親家庭の自立に向けて、各種資格や技能などの取得を促進します。

(2) 生活の支援

- ・児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、保育料の軽減などの経済的な支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の日常生活や養育費などに関する専門的な相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、各種制度の周知と活用を図ります。
- ・ひとり親家庭の市営住宅の入居申し込みの優遇措置や母子家庭専用の市営住宅の提供により、居住の確保を支援します。
- ・技能習得のための通学や就職活動、通院、就労などにより、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭を支援します。

子ども自らの健やかな成長を支援する

■目指す姿

子どもが、自ら考え、行動し、多様な人との交流や体験活動を通して、豊かな人間性と社会性を培い、たくましく健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や地域でのつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及などに伴い、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもが様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

基本施策 IV-1 子どもの体験活動の推進

現状と課題

子どもが自ら学び、考え、行動する力や、豊かな人間性、社会性を育むために、自然体験や職業体験機会の充実や、文化・スポーツ活動の推進、国際交流活動の推進など、多様な体験を重視する取り組みを青少年育成団体や関係機関と連携しながら進めてきています。

核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

子どもは年齢とともに、多様な人間関係の中で様々な経験を積み、豊かな人間性を養いながら成長していくことから、今後も、子どもの様々な体験活動の機会の確保を図る取り組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 体験活動機会の推進

- ・ 青少年育成団体などの関係機関と連携した体験活動機会を提供します。
- ・ 体験活動施設や社会教育施設を活用し、子どもの自然学習や郷土学習などの体験活動や親子でふれあう機会を充実します。
- ・ 中高生を対象に、命の大切さや子育ての楽しさを学ぶための学習機会や育児体験機会を提供します。
- ・ 子どものキャリア教育や姉妹都市への派遣交流、ものづくり体験学習などの体験機会を提供し、コミュニケーション能力や社会性の向上に取り組みます。

(2) 児童会館機能の確保

- ・ 子どもの科学に対する興味や知識を深める取り組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる自主的な活動を支援するとともに、文化活動や親子で文化に触れあえる機会の提供を図ります。

(3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ 子どもの文化芸術に対する関心を高める取り組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる活動成果の発表や良質な文化芸術にふれる鑑賞の機会の提供ほか、子ども向け公演やイベントなどの情報提供の拡充を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、スケートをはじめとするスポーツを通じて、子どもの基礎体力の向上を図ります。
- ・ 誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しめる機会や場所を提供します。

(4) 国際交流の推進

- ・ 国際交流施設の活用や姉妹・友好都市への相互派遣を通じて子どもの国際交流活動を進めるとともに、国際的視野の拡大や国際理解の促進を図ります。
- ・ 国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るため、国際交流員による学校訪問の充実など、国際理解教育や交流事業を進めます。

基本施策 IV-2 青少年の社会参加の支援

現状と課題

青少年の自立や社会参加を促すため、地域で活躍するジュニアリーダーの養成や青少年の意見を発表する機会の提供などを進めています。

社会環境等がめまぐるしく変化する中、活力ある地域社会を構築するためには、次代の青少年による地域社会への参加が求められています。

今後も、青少年の自立や社会参加を促す取り組みや、青少年の自主的な活動を促進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 社会参加活動の支援

- ・ 青少年の社会参加の意欲を高めるため、自らの考えや思いを社会に向けて発言する機会を提供します。
- ・ 社会の一員としての活動意欲や意識を育むため、環境美化運動、リサイクル活動、募金活動など、青少年のボランティア活動を推進します。
- ・ 子どもが、自ら平和について考える機会を提供します。

(2) ジュニアリーダーの養成

- ・ 青少年育成団体などと連携し、体験活動や宿泊研修を通して、積極的に地域や学校での活動に取り組む青少年のリーダー養成を進めます。

(3) 自主活動の奨励

- ・ まちづくり活動に参画できる仕組みづくりを進め、自主的な活動を支援します。

基本施策 IV-3 青少年の健全育成活動の推進

現状と課題

青少年の健全育成を図るため、地域の人材を活用した学校における育成活動の取り組みを進めるとともに、青少年育成者団体への支援や地域ボランティアの育成及びネットワーク化など地域における育成活動を推進してきています。

家族形態や社会情勢の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの健やかな成長のために、家庭・学校・地域それぞれが役割を果たし、相互に協力していくことが求められています。

今後も、学校や地域における青少年の健全育成に関する地域の主体的な参画を図る取り組みを推進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 学校における育成活動の推進

- ・地域の企業や経済団体との連携を図りながら、キャリア教育などの推進や青少年の自立につながる支援を行います。
- ・ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさとの魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。
- ・帯広市の生徒指導機関とSNS利用に起因するトラブル事例や解決方策を学ぶ研修会を開催します。

(2) 地域における育成活動の推進

- ・地域における青少年の健全育成に携わるボランティアの養成を図るとともに、家庭・学校・地域との連携によるボランティア同士のネットワーク化を進めます。
- ・青少年の健全育成を推進するため、青少年育成者団体や教育関係団体を支援します。
- ・社会生活を送る上で不安や困難を抱えた若者の境遇や状況に応じた、自立や就労への支援を進めます。

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法において、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

●事業区分一覧

(1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業	
①	1号認定 (3-5歳、教育認定)
②	2号認定 (3-5歳、保育認定)
③	3号認定 (0-2歳、保育認定)
(2) 地域子ども・子育て支援事業	
①	利用者支援事業
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査事業
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	子育て援助活動支援事業 (就学後児童対象ファミサポ)
⑧	一時預かり事業 (在園児対象型)
⑨	一時預かり事業 (在園児対象を除く)、 子育て援助活動支援事業 (就学前児童対象ファミサポ)
⑩	時間外保育事業 (延長保育)
⑪	病児・病後児保育事業
⑫	放課後児童健全育成事業 (児童保育センター)
その他	
⑬	一体型放課後子供教室

教育・保育提供区域は、地理的条件や社会的条件 (人口、交通事情など) を総合的に勘案し、定めることとされていることから、放課後健全育成事業は小学校区 (26校区)、その他の事業は市域全域 (1区域) とします。

量の見込みについては、2018 (平成30) 年11月に実施した子育て世帯へのアンケート調査結果やこれまでの利用実績などを用いて算出します。

(1) 特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業

① 1号認定（3-5歳、教育認定）

1号認定の必要サービス量については、2020（令和2）年度の1,599人から、2024（令和6）年度には1,373人となる見込みです。

児童は減少していくと見込んでいますが、受入れ体制の確保に努めます。

対象：1号（3-5歳） 単位：人			2020年度 （令和2）		2021年度 （令和3）		2022年度 （令和4）		2023年度 （令和5）		2024年度 （令和6）			
			1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強い	1号	(新2号) 幼児期の学 校教育の利 用希望が強い		
量の見込み			市内		1,187	412	1,154	401	1,100	382	1,060	368	1,019	354
			計①		1,599		1,555		1,482		1,428		1,373	
確保 方 策	市 内	特定教育 ・保育施設	幼稚園	496	496	496	496	496	496	496	496	496		
			認定こども園	656	656	656	656	656	656	656				
		確認を受けない幼稚園	491	491	491	491	491	491						
	市 外	特定教育 ・保育施設	幼稚園	70	70	70	70	70	70					
		利用可能数計②		1,713	1,713	1,713	1,713	1,713	1,713					
差（①-②）			△ 114	△ 158	△ 231	△ 285	△ 340							

※ 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする2号認定以外の子ども。
（1号認定の対象施設は特定教育・保育施設、新1号認定の対象施設は未移行幼稚園）。

② 2号認定（3-5歳、保育認定）

2号認定の必要サービス量については、2020（令和2）年度の1,935人から、2024（令和6）年度には1,661人となる見込みです。

児童は減少していくと見込んでいますが、受入れ体制の確保に努めます。

対象：2号（3-5歳）		2020年度 （令和2）	2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）	2024年度 （令和6）	
量の見込み	市内	1,935	1,882	1,794	1,729	1,661	
	計 ①	1,935	1,882	1,794	1,729	1,661	
確保 方 策	特定教育 ・保育施設	保育所	1,685	1,685	1,679	1,599	1,504
		認定こども園	216	216	216	216	216
	特定地域型保育事業		39	39	39	39	39
	認可外 保育施設	企業主導型 （地域枠）	20	20	20	20	20
	利用可能数 計 ②		1,960	1,960	1,954	1,874	1,779
差（①-②）		△ 25	△ 78	△ 160	△ 145	△ 118	

※ 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者の労働または疾病など、内閣府令の定める事由により家庭において保育を受けることが困難である子ども。

※ 特定地域型保育事業は、2020（令和2）年度から認可へ移行した農村地区の3保育所。

③ 3号認定（0-2歳、保育認定）

3号認定の必要サービス量については、2020（令和2）年度の0歳267人、1・2歳1,114人から、2024（令和6）年度には0歳290人、1・2歳1,102人となる見込みです。

出生数は、やや減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加などにより保育ニーズは高い状況が続くものと見込んでおり、計画期間内において3号認定の児童の受入れ枠の不足が生じることから、定員の弾力化などを活用することにより、受け入れ体制の確保に努めます。

対象：3号（0-2歳）			2020年度 （令和2）		2021年度 （令和3）		2022年度 （令和4）		2023年度 （令和5）		2024年度 （令和6）	
			0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	市内		267	1,114	273	1,071	279	1,101	285	1,101	290	1,102
	計①		267	1,114	273	1,071	279	1,101	285	1,101	290	1,102
確保策	特定教育・保育施設	保育所	230	865	230	865	236	865	236	865	242	874
		認定こども園	12	90	12	90	12	102	12	114	12	114
	特定地域型保育事業		11	49	11	49	11	49	11	49	11	49
	認可外保育施設	企業主導型 （地域枠）	17	46	17	46	17	46	17	46	17	46
	利用可能数計②		270	1,050	270	1,050	276	1,062	276	1,074	282	1,083
差（①-②）			△ 3	64	3	21	3	39	9	27	8	19

※ 3号認定：満3歳未満の子どもで、保護者の労働または疾病など、内閣府令の定める事由により家庭において保育を受けることが困難である子ども。

※ 特定地域型保育事業は、市街地の小規模保育事業1所と事業所内保育事業所2所に加えて、2020（令和2）年度から認可へ移行した農村地区の3保育所を含む。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

本事業は、施設や事業について相談や情報提供などの支援を行うことから、本庁舎のこども課（特定型）と保健福祉センターの子育て支援課（基本型と母子保健型）の2か所を実施主体として位置付け、支援実施に必要な体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	
量の見込み ①		2	2	2	2	2	
確保 方策	実施箇所数 ②	2	2	2	2	2	
	形態 別	基本型	1	1	1	1	1
		特定型	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1
差 (①-②)		0	0	0	0	0	

② 地域子育て支援拠点事業

私立保育所への委託などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ① [月・延人数]		5,911	5,661	5,648	5,537	5,434
確保 方策	実施箇所数	7	7	7	7	7
	利用可能数 ② [月・延人数]	5,995	5,995	5,995	5,995	5,995
差 (①-②)		△ 84	△ 334	△ 347	△ 458	△ 561

③ 妊婦健康診査事業

医療機関等への委託などにより、健診体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の 見込み	妊婦一般健康診査① [年・延回数]	14,529	14,225	13,947	13,706	13,441
	超音波検査② [年・延回数]	6,863	6,719	6,588	6,474	6,349
確保 方策	妊婦一般健康診査③ [年・延回数]	14,529	14,225	13,947	13,706	13,441
	超音波検査④ [年・延回数]	6,863	6,719	6,588	6,474	6,349
妊婦一般健康診査 差 (①-③)		0	0	0	0	0
超音波検査 差 (②-④)		0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

出生数はや減少傾向と見込んでいますが、必要な職員の配置などにより、全戸訪問可能な体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ① [年・延件数]	1,148	1,124	1,102	1,083	1,062
確保方策 ② [年・延件数]	1,148	1,124	1,102	1,083	1,062
差 (①-②)	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業

必要な職員の配置などにより、支援実施可能な体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ① [年・延件数]	340	340	340	340	340
確保方策 ② [年・延件数]	340	340	340	340	340
差 (①-②)	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業

私立児童養護施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ① [年・延人数]	91	89	87	85	82
確保 方策	実施箇所数	1	1	1	1
	利用可能数 ② [年・延人数]	100	100	100	100
差 (①-②)	△ 9	△ 11	△ 13	△ 15	△ 18

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学後児童対象としたファミリー・サポート・センター事業）

民間団体への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の 見込み	低学年	349	407	462	519	570
	高学年	334	357	375	386	394
	計 ① [年・延人数]	683	764	837	905	964
確保 方策	箇所数	1	1	1	1	1
	低学年	952	1,038	1,124	1,210	1,296
	高学年	1,304	1,422	1,540	1,658	1,776
	計 ② [年・延人数]	2,256	2,460	2,664	2,868	3,072
差 (①-②)		△ 1,573	△ 1,696	△ 1,827	△ 1,963	△ 2,108

⑧ 一時預かり事業（在園児対象型 現在の幼稚園の預かり保育事業）

私立幼稚園への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分			2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	
量の見込み ① [日・実人数]			412	401	382	368	354	
確保 方策	市内	特定教育 ・保育施設	幼稚園	135	135	135	135	135
			認定こども園	161	161	161	161	161
		確認を受けない幼稚園	122	122	122	122	122	
	市外	特定教育 ・保育施設	幼稚園	17	17	17	17	17
		利用可能数 計 ② [日・実人数]		435	435	435	435	435
差 (①-②)			△ 23	△ 34	△ 53	△ 67	△ 81	

⑨ 一時預かり事業（在園児対象型 現在の保育所の一時的保育事業）、
子育て援助活動支援事業（就学前児童対象としたファミリー・サポート・センター事業）

一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業ともに、保育所や民間団体への委託などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	
量の見込み ① [年・延人数]		7,908	7,372	7,277	6,997	6,720	
確保 方策	一時預かり (在園児対象 除く)	箇所数	3	3	3	3	
		利用可能数	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	子育て援助活 動支援事業 (病児・緊急対応 強化除く)	箇所数	1	1	1	1	1
		利用可能数	1,128	1,230	1,332	1,434	1,536
	利用可能数 計 ② [年・延人数]		8,628	8,730	8,832	8,934	9,036
差 (①-②)		△ 720	△ 1,358	△ 1,555	△ 1,937	△ 2,316	

⑩ 時間外保育事業（保育所の延長保育）

私立保育所や小規模保育事業所への運営費支援などにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み ① [日・実人数]		239	231	225	219	212
確保 方策	箇所数	30	30	30	30	30
	利用可能数 ② [日・実人数]	258	258	258	252	246
差 (①-②)		△ 19	△ 27	△ 33	△ 33	△ 34

⑪ 病児・病後児保育事業

小児科医院や認可外保育施設への委託により、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	
量の見込み ① [年・延人数]		283	273	266	259	1,255	
確保 方策	病児 保育	箇所数	0	0	0	1	
		利用可能数	0	0	0	0	1,200
	病後児 保育	箇所数	2	2	2	2	2
		利用可能数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	利用可能数 計 ② [年・延人数]		1,200	1,200	1,200	1,200	2,400
差 (①-②)		△ 917	△ 927	△ 934	△ 941	△ 1,145	

⑫ 放課後児童健全育成事業（児童保育センター）

平成27年度から対象を小学6年まで拡大したことに伴い、高学年の保育需要も一定程度見込んでおり、学校や福祉センターの公共施設などを活用することにより、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

区分		2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量 の 見 込 み	1年	631	643	604	604	591
	2年	615	581	590	560	555
	3年	537	529	503	512	484
	4年	334	344	341	327	330
	5年	141	155	155	155	150
	6年	74	61	75	71	71
	計 ①	2,332	2,313	2,268	2,229	2,181
確 保 方 策	施設数	40	40	40	39	38
	クラブ数	59	59	59	58	57
	利用可能数 ②	2,835	2,835	2,835	2,818	2,785
差 (①－②)		△ 503	△ 522	△ 567	△ 589	△ 604

⑬ 子どもの居場所づくり事業

一体型の導入推進により、児童が参加しやすい環境づくりに努めます。

区分	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
一体型[校]	5	5	6	6	7
連携型[校]	21	21	20	20	19

5 計画の推進体制と点検・評価

本計画の推進にあたっては、以下のそれぞれの役割について市民に周知を図りながら、社会経済情勢や国の動向、市民ニーズの変化や帯広市の他の計画との整合性を勘案しながら、柔軟に進めることとします。

(1) 市民・企業・行政の役割

①市民

保護者には子育ての一義的重要な役割を持つことや、すべての市民には、地域全体で子どもと子育て家庭に対し、思いやりを持ち、見守り支えていくことが望まれます。

②企業

男女がともに働きながら豊かで充実した子育てができるよう、国や北海道、帯広市が実施する施策を理解し、協力するとともに、必要な雇用環境づくりに取り組むことが望まれます。

③行政

庁内関係部で構成する「帯広市こどもの施策推進委員会」において、子ども・子育てに関する施策の総合的調整や、本計画の推進・検証など、必要に応じた庁内横断的な取り組みを行います。

また、母子保健や子育て支援に関わる団体などで構成される「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、本計画の策定・評価・推進などの協議を行うこととしているほか、青少年の健全育成に関わる機関、団体で構成される「子ども・若者支援地域協議会」や関係機関・団体、企業、ボランティア団体などとの連携・協力を図りながら計画を推進します。

(2) 計画の点検・評価

本計画の進捗管理のために、目標値を設定します。

毎年度、目標項目に加え、第七期帯広市総合計画の推進計画に示す事務事業の実施状況を点検・評価し、市町村子ども・子育て会議の役割を担う「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、評価結果を報告します。

(3) 計画の目標値

目標項目	基準値	目標値
	2018 (平成 30) 年度	2024 (令和 6) 年度
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	92.3%	93.0%
保育所等の待機児童数 (4月1日現在)	5人	0人 (毎年度)
子育て事業に関わる支援活動者数 (※平成 26 年度から平成 30 年度の平均値)	6,886 人※	7,111 人

【参考資料】

1 第2期おびひろこども未来プラン策定の経過

(1) 策定経過

年度	月	経 過
平成30年度	8月	第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係る概要
	11月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 ・未就学児童をもつ子育て世帯1,000件へ郵送(494件回収) ・広報紙、ホームページ、保育所等施設へポスター掲示等にて周知 利用者アンケート調査の実施(児童保育センター利用児童) ・児童保育センターを利用する小学1年生と3年生を対象(施設を通じて1,152件へ配付し、631件回収) 第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るスケジュール ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るアンケート
	2月	第3回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・アンケート調査結果報告(単純集計) 厚生委員会委員へ資料提供 ・アンケート調査結果報告(単純集計)
平成31年度・令和元年度	4月	第1回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係る概要 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るスケジュール ・アンケート調査結果報告(単純集計)
	5月	私立保育所(園)との意見交換会(私立保育園連絡協議会) ・保育需要と確保方策
	7月	第2回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン(骨子) 第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン(骨子) ・アンケート調査結果報告(分析結果)
	8月	帯広市議会厚生委員会理事者報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(骨子) 私立保育所(園)との意見交換会(私立保育園連絡協議会) ・保育需要と確保方策

年度	月	経 過
平成 31 年度 ・ 令 和 元 年度	9 月	<p>子ども・子育て支援事業計画に係るヒアリング（十勝総合振興局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育需要と確保方策 <p>中学生・高校生との意見交換会（あるふあの会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが考える将来と帯広市の子育て施策など
	10 月	<p>第 3 回帯広市こどもの施策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案) <p>第 2 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案) <p>私立保育所(園)との意見交換会（私立保育園連絡協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(骨子) <p>父母との意見交換会（帯広市保育所(園)父母連合会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 <p>地域子育て支援センター利用者との意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策
	11 月	<p>帯広市議会厚生委員会理事者報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案) <p>子育てサークルとの意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 <p>家庭教育学級との意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 <p>児童保育センターとの意見交換会（帯広市学童保育連絡協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 <p>幼稚園との意見交換会（帯広幼稚園協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策
	12 月	<p>パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案)
	1 月	<p>第 4 回帯広市こどもの施策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第 2 期おびひろこども未来プラン(案) <p>第 3 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第 2 期おびひろこども未来プラン(案)
	2 月	<p>帯広市議会厚生委員会理事者報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第 2 期おびひろこども未来プラン(案)

(2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会構成員

(敬称略・順不同)

区分・役職		氏名	所属等
委員	部会長 (H30)	村上 勝彦 (H30)	学識
	部会長 (R01)	成田 安弘	一般社団法人十勝歯科医師会
	副部会長	真井 康博	一般社団法人帯広市医師会
		松田 安巨 (H30-R01) 樋渡 康 (R01)	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
		明神もと子 (R01)	北海道子どもの虐待防止協会十勝支部
		永井八重子	公募
専門委員	山崎 則夫 (H30) 伊賀 真美 (R01)	帯広市校長会	
	園部 聡子 (H30) 松山 久子 (R01)	帯広私立保育園連絡協議会	
	宮崎 智弘	帯広市保育所(園)父母連合会	
	佐藤みゆき	帯広幼稚園協会	
	鈴木 義尚	帯広商工会議所	
部会員	野崎 司春	学識 (帯広大谷短期大学)	
	羽田野知昭 (H30) 上之段篤志 (R01)	十勝私立幼稚園PTA連合会	
	宮寄 奈緒 (H30) 加藤 瑞希 (R01)	帯広市PTA連合会	
	下鳥 隆	帯広市学童保育連絡協議会	
	南出 恵美	認可外保育施設	
	福島 政幸	へき地保育所	
	及川 悟	一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部	
	中西 芳之 (H30) 板橋 潔 (R01)	帯広児童相談所	
	吉澤 美穂	連合北海道帯広地区連合会	

2. 用語解説

あ行

預かり保育 (一時預かり事業)	幼稚園及び認定こども園に通う在園児を対象として、家庭における保育ができない場合、一時的に在園施設で保育する事業。
あそびの広場	地域子育て支援センターや認可保育所において、親子が気軽に集い、相互に交流することのできる場を提供し、子育てに関する相談対応や情報提供などを行う。
育児休業	労働者が原則として1歳に満たない子を養育するために休業する制度。保育所に入れない場合などは最長2歳まで延長できる。
一時保育	保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れ解消などの理由で家庭における保育ができない子どもを一定の期間、一時的・緊急的に保育所で保育する制度。
一体型 (子どもの居場所づくり事業)	子どもの居場所づくり事業と児童保育センターが同一の小学校内等で一体的に実施するもの。
一般事業主行動計画	「次世代育成支援対策法」により、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、101人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し実施することとされた。
S N S	インターネット上で共通の趣味や話題に関する画像や動画を発信・共有・拡散し、人と人との新たなつながりや交流を深めるサービスの総称。ソーシャルネット・ワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。
M字カーブ	女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。女性の就業率は、学校を卒業し就職した25-29歳頃をピークに、その後出産・育児に専念する30-34歳頃で底となり、子育てが一段落する45-49歳頃に再びピークを迎えてM字カーブとなる。
帯広市健康生活支援審議会 児童育成部会	市民、保健・福祉・医療の関係者及び市が協働し、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。
帯広市 公共施設マネジメント計画	社会経済情勢の変化などに対応し、本市の財政状況を考慮しながら、長期的な視点を持って公共施設等の機能が効果的に発揮するよう、公共施設等の長寿命化や施設総量の適正化などに取り組む、公共施設マネジメントの基本的な方針や考え方を示す計画(平成29年2月策定)。
帯広市 子ども・子育て支援事業計画	2015(平成27)年度から2019(令和元)年度を計画期間とする帯広市の市町村子ども・子育て支援事業計画。2020(令和2)年度からの第2期は、「第2期おびひろ子ども未来プラン」へ包含。
帯広市 子どもの施策推進委員会	子どもに関する計画の策定や検証、諸施策の総合的な推進に関することを所掌する庁内組織。
帯広市 事業所雇用実態調査	帯広市内の民間事業所における従業員の雇用実態を把握するため、賃金を始めとした諸労働条件を調査し、今後の労働条件の改善及び労働力の確保・定着を図るための資料とすることを目的に実施。
親子教室	発達面や育児面で継続支援を必要とする親子を対象に、遊びの提供や相談対応等により育児不安の軽減を図る。

か行

企業主導型保育事業	平成 28 年度から内閣府が始めた企業主導型の事業所内保育事業で、認可外保育施設に分類される。自社等の従業員が利用する「従業員枠」のほか、地域住民が利用する「地域枠」を設けることも可能。
キャリア教育	働くことの意義や職業観を学ぶことで、意欲的に仕事に取り組む姿勢を身に付け、自分の進路を主体的に選択・決定できるようにする教育。
教育・保育提供区域	市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を算出するための単位(区域)をいう。地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件などを総合的に勘案して定める。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの年齢別出生率の合計。
国際交流員	市の事業の通訳・翻訳や国際交流員派遣事業のほか、自国文化紹介イベントの企画などを行っている。
国勢調査	統計局が 5 年ごとに実施する日本に住む全ての人と世帯を対象とする統計調査。直近の調査は 2015 (平成 27) 年に実施。
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査で、3 年に 1 度大規模調査を行い、中間年に簡易調査を行っている。
子育て援助活動支援事業	「ファミリー・サポート・センター事業」のことをいう。「子育てをサポートして欲しい人」と「子育てをサポートしたい人」が会員組織をつくり、子どもの預かりや保育所への送迎などを行う会員互助による子育て支援事業。
子育て応援事業所	事業所の従業員や市民向けに子育ての応援のための取り組みを実施することを宣言した事業所。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度	子育て世帯を入居対象とした住宅を建築する民間事業者などに、整備費の一部と家賃減額の補助を行う制度。入居対象となる子育て世帯は、家賃が本来の額から減額されます。
子育て世代包括支援センター	子育て支援と母子保健の連携を図り、妊娠期から子育て期を通じて、切れ目のない支援を実施できるよう関係機関と必要な情報を共有し、コーディネートを行う相談窓口。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病、疲労などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うもの。
子ども・子育て支援法	保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。2012(平成 24)年 8 月に公布され、2015(平成 27)年 4 月に施行。なお、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と、これら 2 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、子ども・子育て関連 3 法と呼ばれる。
子どもの居場所づくり	地域のボランティアなどが中心となり、放課後や週休日に小学校の特別教室などを利用し、様々な体験活動を行い、児童が安心、安全に過ごせるための居場所づくりに取り組む事業。

こども発達相談室	乳幼児期から 18 歳未満の発達に関する相談や障害のある子どもに関する相談に対応するとともに、関係機関の連携や調整の役割を担う相談窓口。
----------	--

さ行

産後ケア	産後の心身が不安定な時期に支援を必要とする産婦及びその新生児又は乳児に対して、心身のケアや母乳ケア、育児のサポート等を行う。
時間外保育事業 (延長保育)	保育所や認定こども園において、通常の 11 時間の開所時間内に迎えに来ることが難しい家庭のため、時間を延長して保育を行う事業。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、官民一体となって取り組んでいる考え方。
次世代育成支援対策推進法	2003 (平成 15) 年 7 月、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考慮し、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を速やかにかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に役立つことを目的とした法律。2015 (平成 27) 年 3 月までの時限立法だったが、2025 (令和 7) 年 3 月まで 10 年間延長された。
自然動態	出生・死亡に伴う人口の動きをいう。
市町村 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条にて定められた 5 年を 1 期の計画期間とする幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の需給計画。
児童憲章	全ての児童の幸福を図るため、内閣総理大臣主宰の児童憲章制定会議において 1951 (昭和 26) 年 5 月 5 日のこどもの日に制定された憲章で、日本における児童福祉の基本理念。
児童虐待防止啓発カード	児童虐待の未然防止や早期発見、注意喚起を目的に相談先や連絡先が記載されている帯広市が作成する名刺サイズのカード。
指導協力員	青少年の非行防止のため、教師や保護者をはじめ、地域福祉や青少年指導など関係団体の推薦により帯広市長の委嘱を受けて街頭巡回指導等の活動を行う者。
児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	国際連合が児童の権利宣言を採択した 30 年後の 1989 (平成元) 年に採択し、翌年発効した児童の権利に関する総合的な条約。18 歳未満の児童が有する権利について、幅広く総合的に規定している。我が国は、採択 5 年を経過した 1994 (平成 6 年) に批准 (承認) した。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、所得に応じて支給される手当。
児童保育センター	小学 1 年生から 6 年生を対象に、保護者が仕事や病気などの理由により、放課後や長期休暇中に家庭に代わり、児童を保育する施設。市内小学校 26 校全てに設置。
社会動態	転入・転出に伴う人口の動きをいう。

就学援助	経済的理由で小中学校に通う児童・生徒の就学が困難な方に、義務教育の機会均等を図るため、学用品費や給食費などの援助を行う制度。
就業支援専門員	就業支援専門員は、ひとり親家庭への相談窓口を強化するために配置。母子・父子自立支援員と連携・協力しながら、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携を強化し、既存の自立支援メニューの紹介や求職活動など就業についての情報提供や助言などを通じて、ひとり親家庭の支援を行う。
ジュニアリーダー	子どもたちが行う自主的な地域活動などにおいて、中心となる小中高生のこと。
小規模・事業所内	小規模保育事業と事業所内保育事業。2015（平成 27）年 4 月に施行された子ども・子育て支援法により、新たに地方公共団体の認可事業で、小規模保育事業は 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象とした定員 6～19 人の少人数制の保育事業。事業所内保育事業は、企業が従業員の子供に加え、地域の保育を必要とする子どもを含めて保育を提供する事業。
食育	望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健康で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。
初発型非行	万引きや自転車窃盗など、動機が比較的単純で、犯行が容易な犯罪。
すこやかネット	帯広市からのお知らせやイベント情報の配信、子育てや生活に役立つ動画の視聴など子育てや健康づくりに役立つ情報サイト。マイナンバーカードを活用することで、子どもの年齢に応じた予防接種や乳幼児健診時期などをお知らせしている。
生産年齢人口	総務省で実施する労働力調査の対象となる生産活動に従事する 15 歳以上 64 歳以下の人口をいう。
相対的貧困	年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない状態。

た行

待機児童	認可保育所等に入所申請をし、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所の定員を超過するなどの理由により、どの認可保育所等にも入所できない状態にある児童をいう。
第七期 帯広市総合計画	帯広市まちづくり基本条例に基づき、市民と市がまちづくりの方向性について共通認識に立ち、住みよい地域社会を実現するための協働の指針となる計画。1959（昭和 34）年が第 1 期の始まり。
男女共同参画	機会の平等や利益の公正な配分などを前提とし、男女が性別に係らず対等な立場にあり、誰もが社会的な活動に自由に取り組むこと。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子育て支援センター	市内の保育所 6 箇所に設置されており、0 歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子の交流や仲間づくり、子育ての相談支援をするとともに情報提供や講座などを実施する施設。
地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）。

特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）。
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。
特別支援教育支援員	学校生活を送るうえで支援が必要な児童生徒の教室移動やトイレなどの介助を行う生活介助員や、学校内での特別支援教育の補助等を行う特別支援教育補助員のこと。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を養育する者に障害の程度に応じて支給される手当。

な行

入院助産	保健上必要だが、経済的理由から入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を実施。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの全ての乳児家庭に母子訪問指導員等が訪問し、子育てについての相談等に応じる。
乳幼児等医療費助成	小学生以下の乳幼児等の健康増進と健やかな育成を図ることを目的に、乳幼児等が病院等でかかった医療費の一部・全部を助成。
認可外保育施設	乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県または市町村長の認可を受けていない保育施設の総称。都道府県へ設置届が必要。
妊産婦を対象にした相談会	地域子育て支援センター等で妊産婦を対象に助産師等専門職が相談に応じる。
認定こども園	認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設。支給認定区分によって利用可能な施設があり、保育の必要性のある0-2歳を3号、3-5歳を2号、保育の必要性がない3-5歳を1号に区分される。

は行

ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童や親が、入院や通院の際にかかる医療費の自己負担額の全部または一部を助成する制度。所得の制限あり。
病後児保育	児童が病気やケガの急性期を過ぎ、回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
病児保育	児童が病気の回復期に至っておらず、当面症状の急激な悪化が認められない場合、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
広場事業	幼稚園や保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、事業所などにおいて、子育て親子が気軽に集い、相互に交流することのできる場を提供する取り組みの総称。
ファミリー・サポート・センター事業	「子育てをサポートして欲しい人」と「子育てをサポートしたい人」が会員組織をつくり、子どもの預かりや保育所への送迎などを行う会員互助による子育て支援事業。
不育症治療	流産や死産を2回以上繰り返すことを不育症といい、その因子を特定するための検査や治療のことをいう。

放課後児童健全育成事業 (児童保育センター)	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や福祉施設等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。
放課後児童支援員	児童保育センターに配置される職員のこと。
母子家庭等就業 ・自立支援センター	就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施するほか、養育費に関する専門的な相談を行うなど、ひとり親等の自立を支援する。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定される母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等を対象に、離別・死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導などの支援を行うとともに、職業能力の向上などの支援を行う。

ま行

未移行幼稚園	市町村が確認を行う施設型給付費対象施設である特定教育・保育施設へ移行していない幼稚園（私学助成を受ける幼稚園、確認を受けない幼稚園と同意語）。
--------	---

や行

養育	子どもを養い育てること。
養育支援訪問	養育に心配な家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等、相談支援を行う。
幼児教育・保育の無償化	国が主導で進める少子化対策の一つとして、子育て世代の経済的負担を軽減するために、令和元年10月から実施された幼稚園や保育所等の利用料を無償化する制度。
要保護児童対策地域協議会	虐待などにより、保護が必要な児童等への適切な支援を図ることを目的として、児童相談所や福祉行政などにより構成された組織。情報の共有と支援の協議を行っている。

ら行

連携型 (子どもの居場所づくり事業)	子どもの居場所づくり事業と児童保育センターのどちらか一方が小学校内等で実施されており、子どもの居場所づくり事業に児童保育センターの児童が参加するもの。
利用者支援事業	子育て家庭それぞれの状況を継続的に把握し、妊娠、出産及び子育ての相談を一体的に実施する。 ・基本型：子育て支援事業等の情報提供と利用支援を行う。 ・特定型：保育所等の保育サービス等の情報提供と利用支援を行う。 ・母子保健型：母子保健サービス等の情報提供と利用支援を行う。
労働力率	15歳以上の生産年齢人口のうち、労働力として経済活動に参加している者と働く意思はあるが失業している者の合計の比率。

3 児童憲章

(制定日：昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、
家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけられる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（公益財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、1989（平成元）年に、国際連合において採択され、1990（平成2）年に国際条約として発効されました。日本においては、1994（平成6）年4月22日に批准し、同年5月22日に発効しました。

大きく次の4つの柱に分けられます

1. 生きる権利

- すべての子どもの命が守られること



2. 育つ権利

- 医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

3. 守られる権利

- 暴力や搾取^{さくしゅ}、有害な労働などから守られること



4. 参加する権利

- 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

条文の要約（日本ユニセフ協会抄訳）

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本、新聞、テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。